7 土木費

2 道路橋りょう費　　2 道路維持費

[担当：管理課] P.195

2001　道路維持補修に要する経費　359,713,000 円（319,559,000 円）

[国･県 62,232,000 円　地方債 60,400,000 円　その他 34,617,000 円

一財 202,464,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:防災･安全交付金(インフラ老朽化対策分) 113,151,000 円×55%≒62,232,000 円

[市債:市道整備事業債 (103,151,000 円-62,232,000 円)×90%≒41,600,000 円]

[市債:市道整備事業債 25,179,000 円×75%≒18,800,000 円]

[使用料:道路使用料 15,690,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 18,879,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 48,000 円]

○ 目的

総延長約 1,000 ㎞の市道を安全･快適に利用できるように道路施設の点検･維持･修繕を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し補修を計画的に行う。

○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して補修する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝、路面の清掃、取手･藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検･清掃等に要する経費である。

橋梁においては、二巡目の定期点検を行い、前年度までの修繕詳細設計を基に橋梁及び横断歩道橋の補修工事を実施する。横断歩道橋については 2 橋の補修工事実施設計を行う。

工事請負費	橋梁補修工事費(橋梁 3 橋・横断歩道橋 1 橋)	81,910,000 円
委　託　料	橋梁点検委託料(45 橋)	10,000,000 円
	横断歩道橋補修工事実施設計委託料(2 橋)	21,241,000 円

2 道路橋りょう費　　3 道路改良費

[担当：道路建設課] P197

20　道路改良に要する経費 236,453,000 円（121,583,000 円）

[地方債 221,200,000 円 一財 15,253,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債:市道整備事業債 61,311,000 円×90%≒55,000,000 円]

[市債:合併特例債 175,142,000 円×95%≒166,200,000 円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費･内容等は次のとおり。

（単位:円）

事　業　名	事　業　費	事　業　内　容
2016 井野団地外周道路 （市道 0115 号線他）	84,766,000	改良工事 L=280m　84,766,000
2031 戸頭新屋敷 （市道 2241 号線他）	14,289,000	用地測量業務委託 N=1 式　14,289,000
2040 井野台四丁目 （市道 3276 号線他）	37,236,000	補償算定調査業務委託 N=1 式　10,245,000 不動産鑑定土地評価業務委託 N=1 式　1,995,000 用地費 A=330 ㎡　14,520,000 物件移転補償 N=1 式　10,000,000 損失補償 N=1 式　476,000
2041 井野台 （市道 3453 号線他）	45,892,000	改良工事 L=250m　45,892,000
2042 米ノ井弁才天 （市道 0203 号線）	5,489,000	用地測量業務委託 N=1 式　5,489,000
2057 片町 （市道 5379 号線）	44,484,000	改良工事 L=220m　44,484,000
2089 桑原 （市道 3100 号線他）	4,297,000	不動産鑑定土地評価業務委託 N=1 式　2,178,000 用地費 A=200 ㎡　2,000,000 損失補償 N=1 式　119,000

2016 井野団地外周道路(市道 0115 号線他)

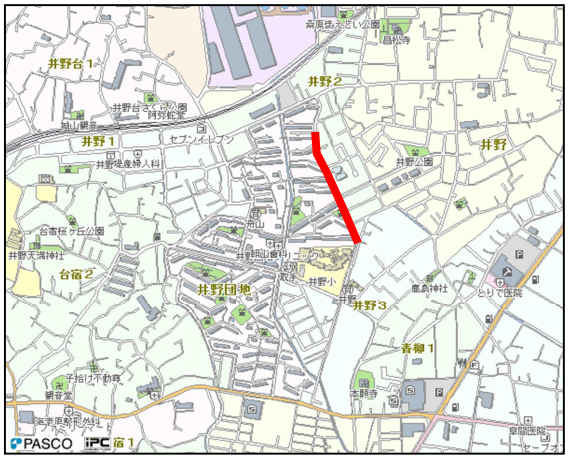

2031 戸頭新屋敷(市道 2241 号線他)

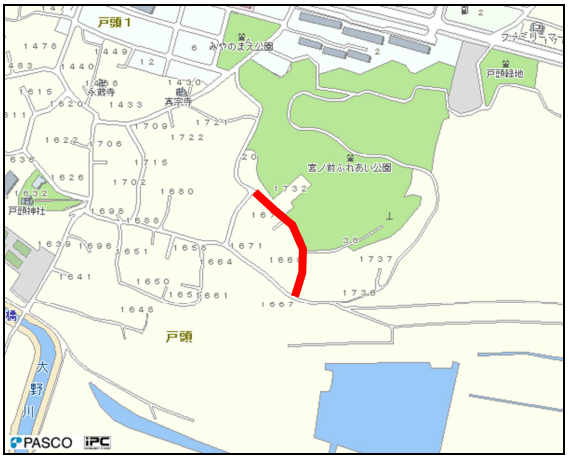

2040 井野台四丁目(市道 3276 号線他)

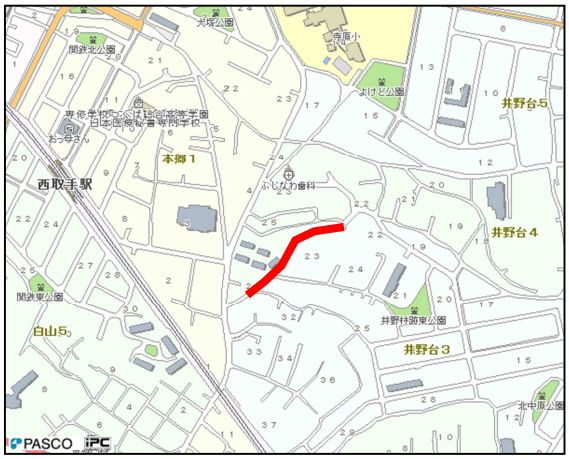

2041 井野台(市道 3453 号線他)

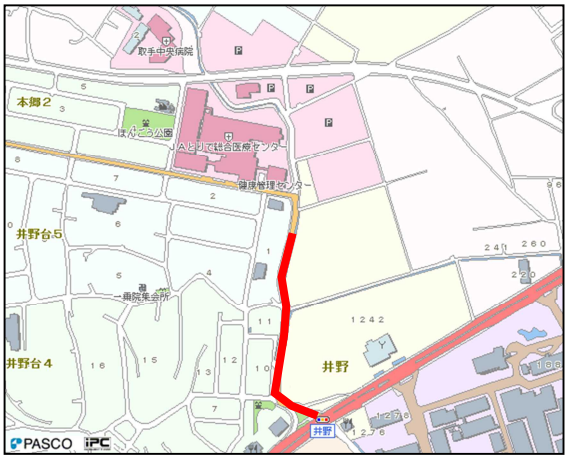

2042 米ノ井弁才天(市道 0203 号線)

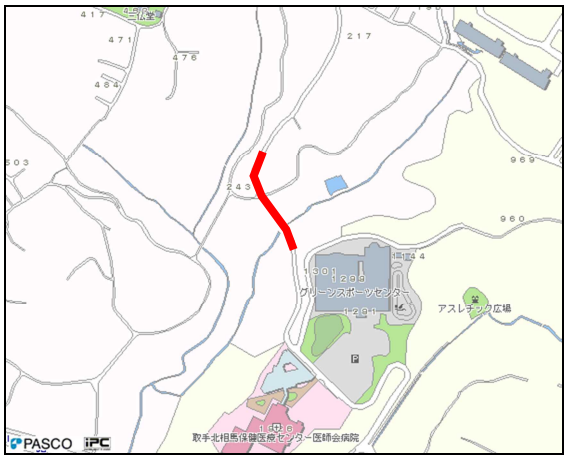

2057 片町(市道 5379 号線)

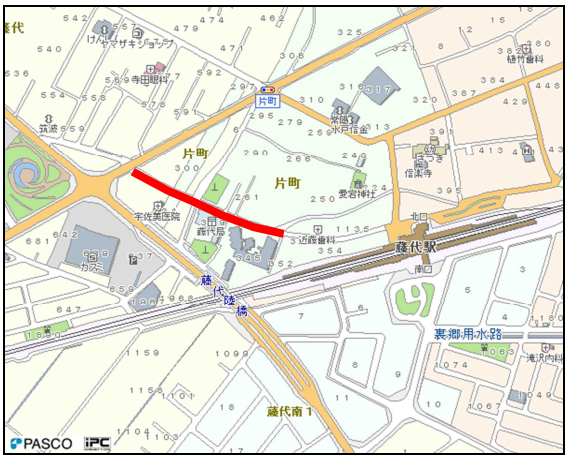

2089 桑原(市道 3100 号線他)

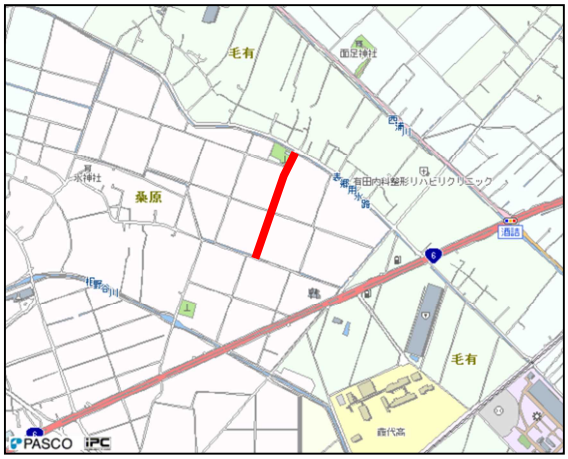

[担当：道路建設課] P.198

25　通学路整備に要する経費　120,489,000 円（115,000,000 円）

[国･県 66,000,000 円　地方債 51,700,000 円　一財 2,789,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:防災･安全交付金(生活空間の安全確保分) 120,000,000 円×55%＝66,000,000 円]

[市債:合併特例債 (120,489,000 円-66,000,000 円)×95%≒51,700,000 円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費･内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所について、安全対策を行うものである。

(単位:円)

事　業　名	事　業　費	事　業　内　容	
2512 山王 (市道 4262 号線他)	55,314,000	不動産鑑定評価業務委託 N=1 式	314,000
		土地評価業務委託 N=1 式	2,805,000
		改良工事 L=240m	49,215,000
		用地費 A=150 ㎡	900,000
		電柱移設補償費 N=4 本	2,000,000
		損失補償 N=1 式	80,000
2520 野々井 (市道 2759 号線他)	65,175,000	改良工事 L=260m	65,000,000
		付帯工事 N=1 式	175,000

2512 山王(市道 4262 号線他)

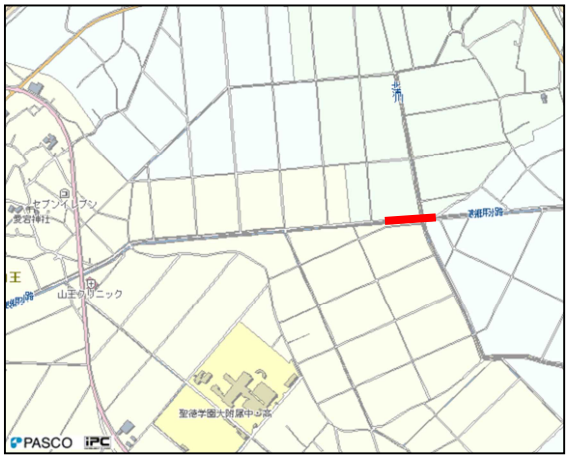

2520 野々井(市道 2759 号線他)

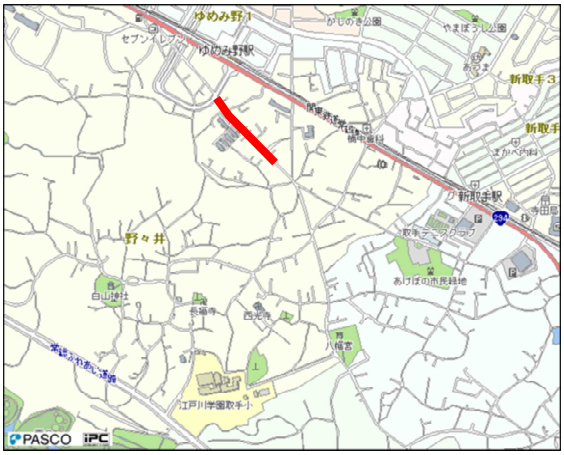

3 都市計画費　　1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 202

0801　桑原地区整備推進に要する経費　14,044,000 円（152,105,000 円）

[一財 14,044,000 円]

○ 目的

桑原地区において組合施行の土地区画整理事業による大規模な商業･業務施設を核とした新市街地を創出し、市の求心力を高めることで、市民生活環境の向上だけではなく、雇用の創出や若者世代の定住化を促進し、まちの活力を高めていくことを目的として、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する事業化支援を行う。

○ 内容

土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、市街化区域編入等の都市計画決定に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、準備組合･事業協力者と協働して、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。

桑原地区都市計画決定支援業務委託料	14,036,000 円
その他の経費	8,000 円

[担当：都市計画課] P. 202

2501　都市交通政策の推進に要する経費　117,721,000 円（119,372,000 円）

[一財 117,721,000 円]

○ 目的

市民の日常の移動手段を確保する観点から、コミュニティバスの運行や民間路線バスへの支援を通じて、市内公共交通網の維持･整備を図る。

コミュニティバスについては、公共公益施設や中心市街地へのアクセスを確保すること

により、市民の生活利便性の向上を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的に運行するものである。

民間路線バスについては、市民の公共公益施設等へのアクセスの確保及び広域的･幹線的な交通手段を確保するため、特定の路線の運行に対する支援を行うものである。

○ 内容

コミュニティバスは、市内7路線を7台の車両で運行し、その運行経費と運賃等の差額分を運行事業者に補償する。バス車両については、7台すべてが低床で高齢者等においても乗り降りしやすい車両をリースし運行する。

路線バスについては、バス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを経由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市間を運行する路線の維持を図るため、国、県及び沿線市と経費の一部を負担する。

コミュニティバス運行経費補償金	91,151,000円
コミュニティバス使用料	17,036,000円
路線バス運行事業補助金	7,300,000円
路線バス運行事業負担金	1,966,000円
その他の経費	268,000円

3 都市計画費　　2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.204

2001　狭あい道路拡幅事業に要する経費　1,350,000円（1,850,000円）

[その他 1,350,000円]

＊ 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 145,000円]

[手数料:建築認定手数料 933,000円]

[手数料:開発行為許可申請手数料 272,000円]

○ 目的

狭あい道路は環境衛生や災害時の消防、救急活動に支障を来すため、狭あい道路を拡幅し解消することが安全安心なまちづくりにつながる。狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用並びに道路後退部分を分筆して道路とするための費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し、同法の主旨徹底を図るとともに、安全安心なまちづくり及び快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 700,000円

幅員が4mに満たない道路に接する敷地において、道路を拡幅するために道路後退部分に

あるブロック塀等を撤去、後退した位置に再築造したりする場合に補助金を交付する。

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件　　数	金　　額
狭あい道路拡幅整備促進補助金	解体　6 件 再築造　4 件	300,000 円 400,000 円
計	10 件	700,000 円

補助の金額算定は次のとおり。

区分		撤去補助金額 （限度額 50,000 円）	再築造補助金額 （限度額 100,000 円）
コンクリートブロック塀、土留		5,000 円/㎡	10,000 円/㎡
板塀、トタン塀、フェンス類		1,000 円/㎡	5,000 円/㎡
生垣	移植	4,500 円/㎡	―
	伐採	500 円/㎡	―

区分	撤去補助金額 （限度額 50,000 円）	再築造補助金額 （限度額 300,000 円）
擁壁（H:50cm 以上）	5,000 円/㎡	30,000 円/㎡

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 650,000 円

幅員が 4m に満たない道路に接する敷地において、道路後退を行い、その後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更または市へ寄付する場合に補助金を交付する。

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件　　数	金　　額
建築行為等に係る分筆測量補助金	分筆地目替　1 件 分筆寄付　4 件	50,000 円 600,000 円
計	5 件	650,000 円

補助の金額算定は次のとおり。

区分	地目変更の場合 （限度額 50,000 円）	寄付の場合 （限度額 150,000 円）
分筆測量	見積額（査定額）×1/2	見積額（査定額）

［担当：建築指導課］P.205

2101　木造住宅耐震事業に要する経費　1,385,000 円（1,185,000 円）

［国･県 1,012,000 円　一財 373,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 500,000 円×1 件＝500,000 円］

[国補:社会資本整備総合交付金(住宅･建築物安全ストック形成分)
77,000 円×5 件×1/2≒192,000 円]
[県補:木造住宅耐震化支援事業費補助金 320,000 円]
○ 目的
木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及･向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。
○ 内容
木造の一戸建住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された等、条件のいずれにも該当する建築物に対して耐震診断士を派遣し、無料耐震診断を行う。また、耐震診断の「上部構造評点」が 1.0 未満の住宅等、条件のいずれにも該当する建築物の耐震改修設計や耐震改修工事を行う場合に費用の一部を補助する。
本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

名　　称	件　　数	金　　額
木造住宅耐震診断委託料	5 件	385,000 円
木造住宅耐震補強補助金	1 件	1,000,000 円
計	6 件	1,385,000 円

木造住宅耐震診断委託料の金額算定は次のとおり。
委託料＝70,000 円×5 件×1.10
木造住宅耐震補強補助金の金額算定は次のとおり。
補助金＝限度額 1,000,000 円（耐震改修設計＋耐震改修工事）又は耐震改修工事費の 8/10 のいずれか低い額×1 件

3 都市計画費　　3 地籍調査費

[担当：管理課] P.205

2001　地籍調査事業に要する経費　20,791,000 円（1,403,000 円）

[国･県 12,750,000 円　一財 8,041,000 円]
＊ 特財積算根拠
[県負：地籍調査費負担金 17,000,000 円×75%＝12,750,000 円]
○ 目的
国土調査法に基づき、地籍の明確化を図るために一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成する事業である。これらの成果は、法務局に送付され登記内容が改められることをはじめ、個人の土地取引、公共事業、固定資産税の課税など、およそ土地に関する行為のための基礎資料となり、様々な分野で活用されることとなる。

○ 内容

(1)委託料

・新規地区である白山Ⅱ地区について、現地調査及び地籍測量等を委託して実施する。

白山Ⅱ地区地籍調査委託料 16,808,000 円

【白山Ⅱ地区概要】

実施区域　　白山一丁目、白山三丁目及び白山四丁目の各一部

実施面積　　0.13km^2

調査筆数　　823 筆

地籍調査実施区域

白山Ⅱ地区

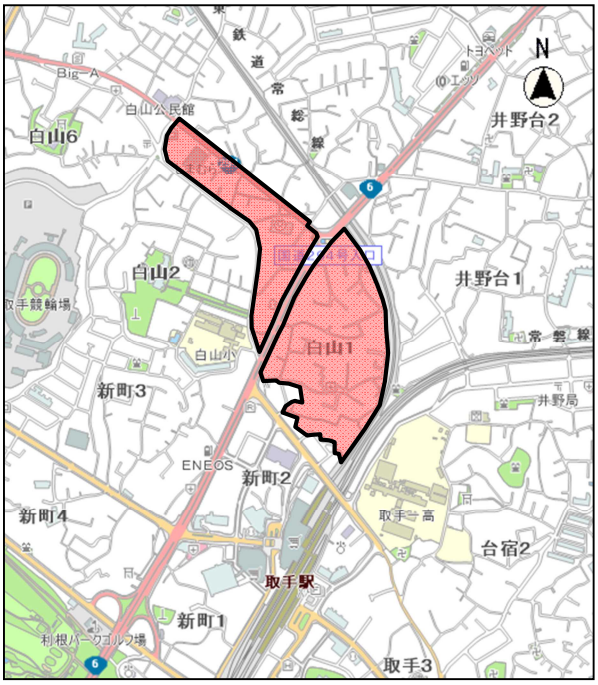

・登記完了地区について、誤り等があった場合に修正測量を委託して実施する。

誤り訂正等申し出に伴う修正測量委託料 268,400 円

(2)使用料及び賃借料

地籍調査実施地区の事務支援及び登記完了地区における成果の維持管理・利活用を行う。

地籍調査支援システム使用料 1,914,000 円

3 都市計画費　　5 街路事業費

[担当：道路建設課] P.208

2201　都市計画道路 3･5･23 号北敷･沼附線に要する経費　70,378,000 円（5,000,000 円）

[国･県 27,500,000 円　地方債 21,700,000 円　一財 21,178,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:防災･安全交付金(生活空間の安全確保分) 50,000,000 円×55%＝27,500,000 円]

[市債:合併特例債 (50,346,000 円-27,500,000 円)×95%≒21,700,000 円]

○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業(茨城県事業)と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

･不動産鑑定評価業務委託 N=1 式	346,000 円
･軟弱地盤解析業務委託 N=1 式	13,640,000 円
･土地評価業務委託 N=1 式	3,003,000 円
･残土処分工事 V=4,000 ㎥	20,032,000 円
･用地費 A=2,700 ㎡	33,119,000 円
･損失補償 N=1 式	238,000 円

2201　都市計画道路 3･5･23 号北敷･沼附線

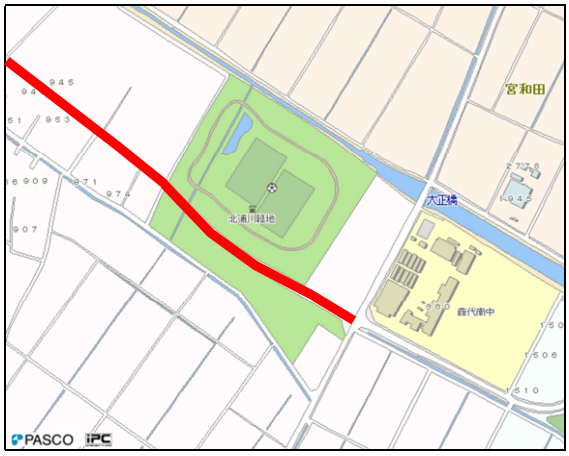

3 都市計画費　　6 都市排水費

[担当：排水対策課] P.211

27　都市排水整備に要する経費　99,970,000 円 (93,148,000 円)

[地方債 94,000,000 円　一財 5,970,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債:合併特例債 99,094,000 円×95%≒94,000,000 円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで居住環境の改善を図る。

○ 内容

今年度は、藤代地区や西二丁目地区の家屋調査や雨水排水整備工事及び敷地内雨水流出を抑制するための雨水浸透施設設置費用の一部を助成する。

都市排水整備事業一覧　（単位：円）

事　業　名	事　業　費	事　業　内　容
2720 稲雨水幹線	41,315,000	雨水排水工事　40,315,000 U400　L≒275m 補補賠(地下埋設物移設)　1,000,000
2751 雨水排水流出抑制対策	205,000	浸透桝･浸透地下埋設管設置助成金 1～3 号施設:3 件　205,000
2765 藤代横町雨水排水	58,450,000	家屋事前調査　671,000 雨水排水工事　55,979,000 □1300×500　L≒97m φ250　L≒12m 補補賠(地下埋設物移設)　1,800,000

2720　稲雨水幹線

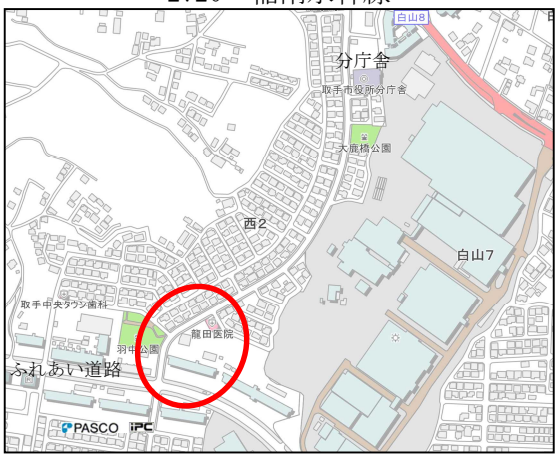

2765　藤代横町雨水排水

3 都市計画費　　7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P.212

2001　取手地方広域下水道組合負担金　1,620,000,000 円（1,650,000,000 円）

[一財 1,620,000,000 円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による公共水域の水質保全や住環境の改善を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金　1,400,000,000 円

雨水処理に要する経費に対する負担金	98,805,000 円
分流式下水道に要する経費等に対する補助金	1,217,125,000 円
企業債の元金償還等に対する補助金	84,070,000 円

事業別負担金　10,000,000 円

浸水対策事業（計画検討委託）	10,000,000 円

出資金　210,000,000 円

下水道施設の建設改良費に対する出資金	210,000,000 円

3 都市計画費　　8 公園緑地費

［担当：水とみどりの課］P.215

2701　公園維持管理に要する経費　125,030,000 円（172,815,000 円）

［その他 11,916,000 円　一財 113,114,000 円］

＊ 特財積算根拠

［使用料:公園施設使用料 7,600,000 円］

［使用料:公園施設占用料 809,000 円］

［使用料:公園敷地使用料 11,000 円］

［繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,970,000 円］

［諸収入:雇用保険料本人負担分 55,000 円］

［諸収入:資源物売却代 50,000 円］

［諸収入:自動販売機売上配分金 336,000 円］

［諸収入:自動販売機電気料 85,000 円］

○ 目的

公園の樹木や芝生、スポーツ施設･トイレ･駐車場や遊具などを適切に維持管理を行うとともに、公園施設の保全管理を実施し、利用者に潤いと安らぎのある空間を提供する。

○ 内容

･樹木の剪定、除草、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場やスポーツ施設の施錠、施設の修繕などを行う。

委託料

･取手緑地運動公園･とがしら公園及び他公園管理委託料

（内訳）

取手緑地運動公園内　除草、中低木の刈込	10,153,000 円
高井城址公園他 34 公園　芝刈、除草、中低木の刈込	6,303,000 円
相野谷川親水公園他 18 公園　除草、中低木の刈込	7,293,000 円
とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園　清掃、芝刈、除草	8,193,185 円

・公園美化業務委託料
　市内公園 58 箇所　除草　5,073,128 円
・公園管理委託料
　市内公園 39 箇所　自治会への除草委託　5,544,000 円
・公園管理及びトイレ清掃業務委託料
　向原公園他 10 箇所　鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃　6,555,000 円
・下高井近隣公園管理委託料
　ゆめみ野公園他 4 公園　芝刈、除草、中低木の刈込、トイレ清掃　4,636,000 円
・公園遊具定期点検委託料　161 公園　計 509 基　3,245,000 円
・小貝川緑地管理委託料
　小貝川リバーサイドパーク　芝刈、除草、中低木の刈込、花壇管理　5,555,000 円
・藤代地区他公園管理委託料
　中内大圦線緑道他 4 箇所　除草、中低木の刈込　7,040,000 円
・草枝処分委託料
　放射性物質の影響により常総環境センターにおいて処分ができない草枝等の処分を業者に委託　5,000,000 円

使用料及び賃借料
・公園管理用機械借上料　高所作業車，草刈機等　600,000 円
・公園敷地借上料　8 公園　3,951,000 円

[担当：水とみどりの課] P.217

3301　水辺利用推進に要する経費　2,565,000 円（3,205,000 円）

[その他 840,000 円　一財 1,725,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 840,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺でイベント等を開催し、河川愛護・河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

「とりで利根川河川まつり」「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流地域との交流を図る。

・とりで利根川河川まつり委託料　1,000,000 円
　10 月第 1 日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第 23 回とりで利根川河川まつり」実施業務を委託する。
・レンタサイクル管理業務委託料　654,000 円
　4 月 1 日から 11 月 30 日、3 月 20 日から 3 月 31 日までの土・日・祝日の午前 9 時から

午後４時までの貸出業務を委託する。

［担当：水とみどりの課］P.217

3401　小堀の渡し運航に要する経費　14,817,000 円（14,812,000 円）

［その他 500,000 円　一財 14,317,000 円］

＊ 特財積算根拠

［使用料:渡船使用料 500,000 円］

○ 目的

小堀の渡しは、小堀地区住民の生活の足だけでなく、河川敷を訪れる誰もが利用できる取手市の貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しみ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

○ 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい桟橋の３箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき 200 円（小学生は半額）とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

小堀の渡し運航業務委託料　14,288,000 円

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい桟橋の３箇所の船着場を循環する形で１日７便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。

観光船としての渡船事業を市内外にＰＲして、集客を図る。

［担当：水とみどりの課］P.218

3501　舟運交流推進に要する経費　510,000 円（1,279,000 円）

［一財 510,000 円］

○ 目的

利根川下流域 19 市町村により、「利根川舟運･地域づくり協議会」を組織し、舟運を通じて水面･空間の利用促進、沿川の交流･連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の紹介等による地域の交流･連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料　476,000 円

利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。

［担当：水とみどりの課］P.218

3801　北浦川緑地管理に要する経費　24,381,000 円（23,430,000 円）

［国･県 10,914,000 円　その他 2,385,000 円　一財 11,082,000 円］

＊ 特財積算根拠

[県委:北浦川緑地管理委託金 10,914,000 円]

[使用料:公園施設使用料 1,000,000 円]

[使用料:公園敷地使用料 7,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 1,274,000 円]

[諸収入:自動販売機電気料 104,000 円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定･草刈り･清掃及びサッカー場（人工芝）の維持管理を行う。

委託料	北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	3,597,000 円
	北浦川緑地植栽管理業務委託	18,667,000 円
	北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託	310,000 円
	北浦川緑地遊具安全点検業務委託	170,000 円
	北浦川緑地人工芝管理業務委託	484,000 円

4 住宅費　　1 住宅管理費

[担当：管理課]　P.220

2001　市営住宅管理に要する経費　85,859,000 円（68,748,000 円）

[国･県 29,250,000 円　地方債 35,700,000 円　その他 20,859,000 円　一財 50,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 65,000,000 円×45%＝29,250,000 円]

[市債:市営住宅整備事業債（65,000,000 円-29,250,000 円）×100%≒35,700,000 円]

[使用料:住宅使用料 20,859,000 円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要　　(R3.1.31 現在)

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
281 戸	177 戸	80 戸	24 戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しい住宅、入居に適さない住宅で政策的に入居募集を停止した住宅のこと。

住宅名	構造･階数	建設年次	住戸面積	管理戸数	家　賃(円／月)
宮和田住宅	木造･1 階	昭和 26 年	23.1 ㎡	2 戸	600 円～　900 円
舟山住宅	木造･1 階	昭和 38 年	32.2 ㎡	8 戸	4,300 円～ 6,400 円
南住宅	木造･1 階	昭和 40 年	31.6 ㎡	4 戸	4,100 円～ 6,100 円
第二南住宅	PC 造･１階	昭和 41 年	31.4 ㎡(36.5 ㎡)	16 戸	4,300 円～ 7,500 円
野々井住宅	PC 造･1 階	昭和 42 年	31.4 ㎡(36.5 ㎡)	20 戸	4,900 円～ 8,700 円
第二野々井住宅	PC 造･1 階	昭和 43 年	31.4 ㎡	15 戸	5,200 円～ 7,900 円
西方住宅	PC 造･1 階	昭和 43 年	36.5 ㎡	25 戸	5,700 円～ 8,700 円
大利根住宅	PC 造･2 階	昭和 44～46 年	39.5 ㎡(42.7 ㎡)	121 戸	10,000 円～12,200 円
駒場住宅	PC 造･2 階	昭和 47 年	42.7 ㎡	14 戸	14,900 円～19,300 円
駒場住宅 A 棟	PC 造･4 階	昭和 48 年	46.6 ㎡	32 戸	14,300 円～21,300 円
駒場住宅 B 棟	PC 造･4 階	昭和 49 年	46.6 ㎡	24 戸	14,500 円～21,600 円

◇修繕料　6,700,000 円

・住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張替え、床板張替え、水廻り修繕 等)

◇火災保険料　252,000 円

(加入物件:11 団地 281 戸、1 集会所)

◇委託料　1,267,000 円

・高架水槽清掃委託(駒場住宅 A･B 棟:高架水槽 2 基･受水槽 1 基)　123,000 円

・住宅空地等草刈業務委託　1,012,000 円

(大利根住宅法面:A=820㎡、西方住宅法面:A=410㎡、その他:A=14,120㎡)

・汚水雨水管清掃委託(第二南住宅敷地内側溝:L=39.4m)　132,000 円

◇使用料及び賃借料　12,331,000 円

・住宅敷地借上料(市営住宅 9 団地ほか:A=40,869.10㎡)　12,226,000 円

◇工事請負費　65,000,000 円

・第二南住宅（16 戸）外壁・屋根防水工事　24,000,000 円

・西方住宅（25 戸）外壁・屋根防水工事　41,000,000 円

[担当：都市計画課] P.220

2301　定住化促進住宅政策に要する経費　40,487,000 円（44,087,000 円）

[国･県 18,000,000 円　その他 15,710,000 円　一財 6,777,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 40,000,000 円×45%＝18,000,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 15,710,000 円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進め

るため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

定住化促進住宅補助金		40,000,000 円
住宅取得補助金	@450,000 円×78 戸＝	35,100,000 円
住宅リノベーション補助金	@300,000 円×13 戸＝	3,900,000 円
シニア層の持家活用よる住み替え支援補助金	@200,000 円× 5 戸＝	1,000,000 円
その他の経費		487,000 円